

令和7年度 「石狩市教育委員会外部評価委員会」 会議録

1. 日 時 令和7年8月27日（水） 15:00～16:20

2. 会 場 石狩市役所5階 第2委員会室

3. 出席委員

職名	氏 名	役 職 等	備 考
委員長	清水 博	退職校長会 会長	
副委員長	高嶋 真之	藤女子大学 ウェルビーイング学部 地域創生学科 准教授	
委員	朝倉 恵	さくらインターネット株式会社 社員 さくらの学校支援プロジェクト	

事務局 （12名）

学校教育部長	中西 章司
社会教育部長	伊藤 学志
学校教育部次長	澤口 敏之
総務企画課長	笠井 剛
学校教育課長	高石 康弘
教育支援課長	山本 健太
学校給食センター長	川畑 昌博
社会教育課長	斉藤 晶
市民図書館副館長	工藤 一也
文化財課長	岩本 隆行
総務企画担当主査	市川 樹一朗
総務企画担当主任	賀野 晃

4. 傍聴者 0名

5. 議事要旨

～ 開会 ～

- ・学校教育部長挨拶
- ・委員長挨拶

～ 議題 ～

清水委員長

それでは、これより議事に移ります。お手元の次第に沿って進めます。

議題の「教育委員会点検・評価報告書（令和６年度分）について」を、事務局より説明願います。

市川総務企画担当主査

それでは私のほうから、本日、皆さまのご意見を頂く対象となります「教育委員会の点検・評価報告書」の概要をご説明致します。

構成は、大きく分けて２つあります。報告書の２ページをご覧ください。

１つ目は、「教育委員会の活動状況について」です。令和６年度の教育委員会会議につきましては、毎月開催の定例会１２回の開催に加えて、臨時会を７回開催しております。会議における審議事項につきましては、２ページ下段から６ページ上段まで記載しております。また、会議以外の委員の活動状況については、同じく６ページ上段から７ページに記載しております。関係機関が開催する会議や研修会への参加のほか、学校を訪問しての授業見学など、様々な活動をしております。

続いて８ページをご覧ください。

２つ目は、「教育に関する事業の点検及び評価について」です。教育プランの構造と教育委員会事務局の自己点検・評価などのイメージ図のほか、自己評価する際の評価基準を記載しております。各施策に基づく「主な取組」に対する自己評価は、１０ページから３７ページまで掲載しております。

続いて、３８・３９ページをご覧ください。こちらに、本日委員の皆さまにご議論いただくご意見が記載されることとなります。

４０ページ以降は資料編となります。令和６年度「教育行政執行方針」を４０ページから４３ページにかけて、掲載しております。

以上で「教育委員会の点検・評価報告書」の概要説明を終わります。

清水委員長

ただいま事務局より説明がありました。進め方として、３８・３９ページに外部評価委員の意見を記載する欄がございますが、６つの基本方針ごとに進めていきたいと思います。また、全体に渡るものは最後に、各委員から事前に頂いているご意見などをもとに、「点検評価報告書に記載する意見」を決めます。

お手元の資料にご意見、ご質問への事務局回答が記載されておりますが、確認などがございましたら、この場で事務局へ確認していただきたいと思います。事務局からの回答を参考に、意見として報告書へ記載するか、質問・感想などにとどめるかの判断を、この委員会で行っていくことになりますので、よろしくお願いします。

なお、本委員会は審議会ですので、全てのご発言が議事録に残ることとなります。「点検評価報告書に記載する意見」や審議会での発言については、すぐに対応できないものについても、翌年度以降の検討対象として、教育委員会でご受けとめていただいているものと判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

1. 施策別の取組状況、分析・評価及び今後の方向性～

【目標Ⅰ 自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる】

基本方針1 新しい社会で生きる力の育成

【事前に集約した意見】

No	委員	意見等
1	清水	施策1：「確かな学力の育成」のために指導者が「目標」に対する「具体策」を明確化し、確実・着実に実践することが重要であると考えます。
2	清水	施策1(2)：「深い学び」を達成するための授業改善にあたっては指導者個々人の創意工夫や授業研究などで切磋琢磨することを期待します。
3	清水	施策1(7)：「家庭学習の取り組み方」は児童生徒個々との対面指導を通し、児童生徒が主体的に取り組める方策を期待します。
4	朝倉	施策1・3・4・5：全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査において、子どもが主語となる授業改善の推進に関する設問でとくに中学校での肯定的な回答の割合が増加したという点を高く評価します。それを踏まえ、今後はテストの点数で成果を測るだけではなく、子どもたちが「主体的・対話的で深い学びができたか」という観点についても指標を持つことができると良いと思います。テストの結果と主体的・対話的で深い学びというプロセスは、直接的な因果関係に乏しくさらに従来型の学力指標であるため、基本方針である「新しい社会で生きる力の育成」を真に育成できているものかわかりにくいと思います。 例えば、石川県加賀市の点検評価報告書は学習者の主体的な学びを前提とし、教育委員会や学校、教育機関がそのためにどのような機会を市民に提供できているのか、そこに主体的に参加した人の割合や、参加者が学んだという実感が持てたのかどうかなどが効果として記載されています。 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/20/r5tenkenhyouka.pdf すぐに変更することは難しいのですが、教育大綱や子どもの権利条例で謳っているように子どもが権利の主体となる教育に変えていくためには、まず大人の視点が変わる必要があると考えます。
5	高嶋	施策5：ICT機器整備は一段落したように思うので、今後はより一層ICT機器の活用の質の追求を進めて、日々の授業や家庭学習の充実に結び付けてほしいです。
6	朝倉	施策5：各学校、先生方の研鑽や、学校教育課の皆さんの尽力によりICT機器の整備など活用を進める前提条件は整ったという点を評価します。これからはそれをベースとした次の段階の成果指標に移行していく必要があると考えます。教員がICT機器を毎日使って授業を実施することは当たり前となった反面、児童・生徒が学校教育の中でそれらを主体的に活用する場面はどれほどあり、それが日常となっているのか、AIドリルなどの個別学習以外にICTを活用した協働的な学びが進んでいるのかといった点に視点を置くことが重要ではないかと思

		います。
7	清水	施策5(3)：電子機器活用の教育効果は大きいと考えます。指導者の電子機器の効果的な活用法、指導力の更なる向上に期待します。
8	朝倉	施策6：地域との連携による学習活動は、調整に多くの労力を要するにもかかわらず、着実に取り組まれている点を評価いたします。地域の職場の皆さんにとっても、これからを担う生徒の皆さんがその仕事に興味を持ってくれることは大きなメリットになると思います。一方で、その調整の大変さから毎年同じ取組を繰り返し型にはまった活動になることを危惧しています。できる限り生徒の意見を取り入れ柔軟な取組にしていだけるよう要望します。
9	朝倉	施策全体：それぞれが学びのコンテンツ単体の、主に知識・技能に対する評価を軸としており、それらを総合的に学習しアウトプットするという視点での評価軸がありません。例えば、国語や算数、情報などを学ぶのは何のためなのか、児童・生徒のどのような能力（コンピテンシー）を育成し、どのような未来に活かしていくためなのかについての評価軸を持つことにより、学校や先生の意識もそのような学習への変容に向かうのではないかと考えますし、研修の効果も紐づいてくると思います。

清水委員長

それでは、「基本方針1 新しい社会で生きる力の育成」について、各委員より事前にご意見をいただいておりますので、事務局より回答をお願いします。

澤口学校教育部次長

No1について、各校の学力向上策は学校改善プランに整理させ、その組織的・計画的な推進を学校教育基本方針の重点の一つに位置付けることで、すべての教職員の共通理解のもとで取組が進められるようにしています。

No2について、各校における「主体的・対話的で深い学び」をテーマとする校内研究の推進のほか、市教委からの好事例の発信や公開授業を行った際の学校教育主事からの指導・助言などにより、授業改善の取組の充実を図って参ります。

No3について、個々の状況に応じた適切な指導を工夫するとともに、授業と連動した家庭学習により、学習効果や意欲を高める取組を推進していきます。

No4について、令和7年度からの教育プランでは、施策4の探究的な学習の充実において、テストの点数だけでなく、質問調査の結果からも成果を測る指標を設定しています。また、全国学力・学習状況調査の調査問題は、学習指導要領の理念や目標、内容などに基づき指導上重視される点を踏まえて、主体的・対話的で深い学びを通して児童生徒が身に付けるべき力の定着を測る内容で作成されています。今後も各種調査の結果については重要な指標の一つとして位置付けながら、ご意見にあるこどもが権利の主体となる教育を推進していくことの重要性について、教職員研修などを通じて認識を深めて参ります。

No5について、ご意見の通り、ICT機器活用の質を高めるため、学習の手立てや学習形態を自分で選択する複線型の授業の導入などにより、児童生徒がICT活用の効果に実感を抱きながら、主体的に活用していく段階へ移行できるよう進めて参ります。

No 6について、すでに、とにかく I C Tを使ってみるという段階を脱し、児童生徒が主体的に I C Tを活用する段階へとステップアップしている学校も出てきていますが、各校の活用実態には差が生じております。したがって、まだ次の段階の成果指標へ移行するのは早い状況であると認識しております。今後は、市内の全校が次の段階へ進むことができるように、I C T教育推進プロジェクト会議の活動などを通じて、I C Tを活用した個別最適な学びや協働的な学びの浸透を図って参ります。

No 7について、今後も、教職員実技研修の実施や、I C Tを活用した授業実践の好事例の発信などに努めて参ります。

No 8について、職場体験学習は、市教委が受け入れ実績のある事業所一覧を作成・配布し、各中学校が生徒の希望を確認した上で、直接事業所に受け入れを依頼して実施しています。事業所一覧は、少しでも生徒の要望に応じることができるよう毎年更新しているところです。

No 9について、令和7年度からの教育プランでは、施策1や施策4の中で、子どもたちに育成を目指す資質・能力や教科横断的に身に付ける力に関する成果指標を位置付けています。また、指標に用いる標準学力検査C R Tや全国学力・学習状況調査は、子どもたちに必要な力を示す学習指導要領の趣旨を踏まえた調査問題となっており、それらの結果分析を生かした授業改善の取組を推進することで、教職員の指導観の転換や古い学習スタイルからの脱却のより一層の促進を図って参ります。

清水委員長

ただいま事務局より回答をいただきました。各委員においては、意見への補足やご質問などがありますか。

朝倉委員

一点だけ、No 6についてです。No 5と6に関して、高嶋先生が仰っていることと私の意見が重なるところがあると認識しています。おそらく前年度も同じような話をしたと記憶しておりますが、今回の点検・評価に関しては、前年度と同様で、どちらも施策5については「A」の評価をされています。一番良い「AA」ではないという点で、まだ伸びしろがあるという風に見ることもでき、ご回答いただいた「次の段階に移行するのが早い学校がある」というように、全校が出来ているわけではないということも非常に理解できます。しかし、次の段階の指標に進むことがまだ早いと思われる学校が、点検・評価の「A」評価を見たときに、「自分の学校はそれほどまだやらなくて良いのではないか」という安心感を生んでしまわないかというところが気になりました。そのあたりはいかがでしょうか。

澤口学校教育部次長

ありがとうございます。たしかに、学校の中には既に次のステップに進んでいる学校も出てきております。教育委員会としては、次のステップに進んでいる学校の事例を好事例として発信しながら、I C Tを効果的に活用した授業の取組を促進するように努めているところであります。一方で、前年度までの教育プランを策定したときの状況を鑑みますと、「まずはI C Tを使ってみる」という導入の段階に合わせた指標であると考えておりまし

て、その視点で言うのであれば、遅れていると見られている学校も、前年度や前々年度と比較すると、かなり使用頻度が高まってきているという評価もできます。そういった意味で、A評価が与えられるだろうと判断しました。

ただ、委員からのご指摘のとおり、これから次のステップに向かっていくには、認識として「それでよし」とするわけにはいかないので、教育委員会としては、この評価を伝えるだけではなく、実際の授業の改革の進め方として、現状市内全体ではどうなっているのかを客観的な情報として伝えながら、市全体としてICTの活用の促進が図られるように進めて参りたいと考えております。

清水委員長

他に、何かございますか。

それでは、事前に頂いた「意見等」のうち「報告書に記載する意見」を決めていきたいと思います。例えば、単に思いを述べただけですとか、事務局へ確認しただけというもの、そういったもの以外を「報告書に記載する意見」として取り上げたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

清水委員長

施策1について、ご意見が1から3まで3つ出されていますが、3本とも外部評価委員会の意見として報告書に記載することとしたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策1「確かな学力の育成」

- 「確かな学力の育成」のために指導者が「目標」に対する「具体策」を明確化し、確実・着実に実践することが重要であると考えます。
- 「深い学び」を達成するための授業改善にあたっては指導者個々人の創意工夫や授業研究などで切磋琢磨することを期待します。
- 「家庭学習の取り組み方」は児童生徒個々との対面指導を通し、児童生徒が主体的に取り組める方策を期待します。

清水委員長

続きまして、意見No4に関して、多岐に渡っているところがありますが、これも意見として記載することにしたいと考えております。ただ、他の施策に関わっているところは、上乘せして意見として取り扱ってもらいたいと考えております。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策1「確かな学力の育成」

○全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査において、子どもが主語となる授業改善の推進に関する設問でとくに中学校での肯定的な回答の割合が増加したという点を高く評価します。

基本方針1「新しい社会で生きる力の育成」

○今後はテストの点数で成果を測るだけではなく、子どもたちが「主体的・対話的で深い学びができたか」という観点についても指標を持つことができると良いと思います。テストの結果と主体的・対話的で深い学びというプロセスは、直接的な因果関係に乏しくさらに従来型の学力指標であるため、基本方針である「新しい社会で生きる力の育成」を真に育成できているものかわかりにくいと思います。石川県加賀市など、他自治体の例を参考にしながら、教育大綱や子どもの権利条例で謳っているように子どもが権利の主体となる教育に変えていくためには、まず大人の視点が変わる必要があると考えます。

清水委員長

続きまして、施策5については3つの意見が出されております。これらについても、3本とも趣旨を汲みながら、報告書に記載して参りたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策5「情報教育の充実」

○ICT機器整備が進み、活用の前提条件が整ったという点を評価します。今後はより一層ICT機器の活用の質の追求を進めて、日々の授業や家庭学習の充実に結び付くよう期待します。

○教員がICT機器を毎日使って授業を実施することは当たり前となった反面、児童・生徒が学校教育の中でそれらを主体的に活用する場面はどれほどあり、それが日常となっているのか、AIドリルなどの個別学習以外にICTを活用した協働的な学びが進んでいるのかといった点に視点を置くことが重要ではないかと思います。

○電子機器活用の教育効果は大きいと考えます。指導者の電子機器の効果的な活用法、指導力の更なる向上に期待します。

清水委員長

続きまして、施策6について、No8の意見を報告書に記載していきたいと考えています。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策6「キャリア教育の充実」

○地域との連携による学習活動に、着実に取り組まれている点を評価いたします。地域の方にとっても、これからを担う生徒がその仕事に興味を持ってくれることは大きなメリットになると思います。一方で、その調整の大変さから毎年同じ取組を繰り返し型にはまった活動になることを危惧しています。できる限り生徒の意見を取り入れ柔軟な取組にしていただけるよう要望します。

清水委員長

続きまして、No9の意見ですが、これは施策全体に関わる内容となっています。基本方針1に対する意見として掲載したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

基本方針1「新しい社会で生きる力の育成」

○それぞれが学びのコンテンツ単体の、主に知識・技能に対する評価を軸としており、それらを総合的に学習しアウトプットするという視点での評価軸がありません。例えば、国語や算数、情報などを学ぶのは何のためなのか、児童・生徒のどのような能力（コンピテンシー）を育成し、どのような未来に活かしていくためなのかについての評価軸を持つことにより、学校や先生の意識もそのような学習への変容に向かうのではないかと考えますし、研修の効果も紐づいてくると思います。

清水委員長

それでは、基本方針1については、終了となります。

基本方針2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進

【事前に集約した意見】

No	委員	意見等
10	清水	施策8:「家庭学習習慣化」に向けた取組は様々行われていると思いますが「実績」「効果」が表れているとは言い切れないと感じます。取組の更なる創意工夫が必要と考えます。
11	高嶋	施策8:スクリーンタイムの「長時間化」とあるが、どのくらい長時間化しているのでしょうか？単にスクリーンタイムを減らすことを目的とするのではなく、課題の本質の所在(例えば、家庭学習時間の増加、生活習慣の改善など)を見極めながら取組を進めていってほしいです。例えば、取組(3)「中学校の試験期間に合わせた小学校の家庭学習強化週間の設定」はR5とR6の成果指標を比較すると、小学校6年生については割合が高まっているので、一定の効果があると言えるように見えます。

12	朝倉	施策 8：児童生徒の主体的な学びが深まれば成果指標 No11 のような指標は不要になるでしょうし、それを目指していく必要があると考えます。また、No12 についても児童生徒が学習というものをどのように捉えているのかにより値は変化すると思います。児童生徒が自身の学びについて主体的に考えるための更なる取組を期待したいと思います。
13	朝倉	施策 8(3)：この施策については 2 年連続で B の評価となっていますが、その要因はどのようなところにあるのでしょうか？そもそも中学校の試験期間に合わせて小学校の家庭学習強化週間を設けることによりどのようなプロセスで家庭学習に取り組むことを期待しているのでしょうか？
14	朝倉	施策 8(5)：放課後児童クラブへの Wi-Fi 環境整備により、放課後の学習が家庭だけでなく放課後児童クラブでの取組が可能になることを期待します。加えて放課後児童クラブや放課後子ども教室については、受け入れ人数に対する設備や指導員の人員配置などへの適切な予算化が望まれます。放課後児童クラブの運営基準（最低基準）として子ども 1 人あたり 1.65 m ² の占有区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で定められていますが、これは 40 人の場合学校の教室約 1 つ分の広さにあたります。放課後児童クラブ、放課後子ども教室の活動実態と学校の活動実態では異なると思われますし、活動実態に見合う施設にしていける必要があると考えます。
15	清水	施策 10：幼児児童生徒の学びを支える上からも、学校・家庭・地域が連携・協働して育てることの取組の更なる工夫が必要と考えます。
16	朝倉	施策 10：成果指標 No16 に関して「地域や社会をよくするために何かしたいと思う」の設問に対するポジティブな回答が増加したことは大変良い変化であり本施策を含めた学習全体の成果として高く評価します。地域コーディネーターの派遣によって教員の負担を増やさず学習活動の幅が広がる効果が期待できるのであれば、更にコーディネーターの担い手を増やす、コーディネーターの質を高める取組を実施するなどの施策に繋がることを期待します。

清水委員長

それでは、「基本方針 2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進」について、各委員より事前にご意見をいただいておりますので、事務局より回答をお願いします。

澤口学校教育部次長

No10 について、授業と連動した家庭学習により、学習効果や家庭学習への意欲を高める取組を推進するとともに、スマートフォン依存改善プログラムの取組により、子どもたちに自分の生活や学習を管理・調整する力の育成を図って参ります。

No11 について、令和 6 年度の平日 3 時間以上視聴の児童生徒の割合について、令和 4 年度と比較すると、小 5 男子がプラス 3.9 パーセント、小 5 女子がプラス 10.9 パーセント、中 2 男子がマイナス 3.4 パーセント、中 2 女子がプラス 1.5 パーセントと全体的に上昇しており、全国平均と比較すると小学生が約 10 パーセント、中学生が約 15 パーセント高い状況にあることから、長時間化の傾向が見られます。この課題の解決策として、スマー

トフォン依存改善プログラムを推進し、児童生徒の自己管理能力や自己調整力の育成を図って参ります。

No12について、ご意見の通り、児童生徒に必要な自己調整力を育成するため、今年度の重点施策であるスマートフォン依存改善プログラムに取り組んでおります。また、授業と連動した家庭学習を推進することで、学習効果や家庭学習への意欲を高める取組を推進して参ります。

No13について、小中連携教育の一環で、小学生のうちに自分で学習計画を立て、学習方法や内容を工夫しながら家庭学習に取り組む力を育成することで、中学校での学習に円滑に接続させることを目指す取組です。また、小中学生の兄弟が、同じ期間に集中して家庭学習に取り組める環境を作る狙いもあります。しかし、小学生にモチベーションを与えることが難しく、十分な取組とならなかったためB評価としております。

笠井総務企画課長

私から No14・15 についてご説明します。

No14について、本日所管である子ども政策課が出席しておりませんので、私が代わりにお答えいたします。

夏休み前までに全ての放課後児童クラブで児童がタブレット端末を利用した学習に取り組むことができるよう、Wi-Fi環境を整備しました。また、放課後児童クラブにおける、子ども1人あたりの占有区画については、実施場所のスペースの制限もあることから、今後も「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を最低基準とし、空き教室などを活用しながら、適切に対応して参ります。

No15について、「学校を核とした地域づくり」のうち、総務企画課に係る部分についてお答えいたします。

コミュニティ・スクールの取組において、学校・家庭・地域の連携を深めるため、先進事例・優良事例の情報提供を行うほか、自由度が高く創意工夫を活かせる交付金の活用を促すなど、学校運営協議会における熟議の促進と地域学校協働活動の一層の充実に向けて支援して参ります。

斉藤社会教育課長

私からは、No10 及び 15 の社会教育課所管分、No16 についてお答えします。

No10 について、生活リズムが乱れると、むやみに時間が流れ、学習の優先順位が下がってしまいがちになりますので、家庭学習の習慣化は、規則正しい生活が大事だと考えております。生活リズムチェックシートの活用などの家庭教育支援を引き続き行っていきます。

No15 について、地域全体で子どもの学びと成長を支えるため、地域学校協働活動を進め、ボランティアの確保や研修、情報交換の場を設けます。また、重要な役割を担う地域コーディネーターにも、スキルアップや交流の機会を提供していきます。

No16 について、重要な役割を担う地域コーディネーターのスキルアップや交流の機会を作っていきたいと考えております。

清水委員長

ただいま事務局より回答をいただきました。各委員においては、意見への補足やご質問などがありますか。

高嶋副委員長

施策８に関連して、「スマートフォン依存改善プログラム」とはどういったものを教えていただけますでしょうか。

澤口学校教育部次長

スマートフォン依存改善プログラムとは、子どもたちに、自分たちが使っているスマホの使用時間が長くなると問題が多く起こるということを認識してもらった上で、自分たちでスマホ利用のルールを決めてもらい、そのルールを自主的・主体的に守っていく活動も決め、振り返りなどを行いながら更なる改善に取り組んでいくというものです。

東北大学の榊助教が推進されているプログラムで、本市でもこの取組を是非取り入れたいと申し入れを行ったところ、教職員向けの講演会、保護者向けの講演会、児童生徒向けの講演会について、３段階の講演を実施していただけることになり、８月２０日に教職員向け講演会を行っていただきました。今後９月以降、市内２校をモデル校として選出しておりまして、保護者向け・児童生徒向け講演会を実施し、実際にモデル校の子どもたちに、ルール作りからスタートしていくということになります。

ポイントとなるのは、子どもたちに自己管理能力と自己調整力を高めさせるため、生活習慣・学習習慣を自分のメタ認知を活かしながら改善に取り組むということです。

高嶋副委員長

ありがとうございます。来年度成果が現れることを期待しながら、動向を注視したいと思います。

朝倉委員

同じ件に関して、質問させていただきます。

報道で、先日の教職員向け講演会について知る機会がありましたので、どのような研究の方向性でそのプログラムが作られているのか調べてみました。基本的には、脳科学の研究の分野を対象にしたプログラムだと認識しております。

気になったのは、このプログラムを取り入れようとなった動機です。サマーセミナーで教職員に研修を行ったということですが、これはどなたが主体となってこの研修をやりたいとなったのでしょうか。私個人の意見ですが、「スマートフォン依存改善プログラム」というタイトルがショッキングに感じました。スマホ依存をさせないために大人の側が何かを押し付けたり、何かを禁止したり、脳科学の分野から、健康や脳の発達のためにこうすべきだということを、子どもたちに押し付けがちになってしまうのではないかを危惧しています。私の立場からは、スマートフォンというデバイスというよりは、それを介して子どもたちが触れる情報を、子どもたちが権利主体者として有用に使っていく方向の教育を是非してもらいたいと考えていたところです。先ほどの説明の中で、ルールメイキングを子どもたちとやっていく内容も入っているということについては、安心できると思いまし

たが、「子どもたちの権利」が中心となっているのか、子どもたちの「情報を得る権利」とどう関わっているのかという点に関して、このプログラムを実際に取り入れる際に、どのような動機が働いていたのかが気になりましたので、ご教授いただければと思います。

澤口学校教育部次長

取り入れる動機としては、まずは本市のスクリーンタイムの状況が、今回の点検・評価の中でも明白になっていますが、長時間化している傾向があり、全国平均と比べても小学生で10パーセント程度、中学生で15パーセント程度高いというところです。スマホを1日3時間以上使用する割合が高いところで推移しており、本市の大きな課題の一つであると捉えておりました。一方、学力が十分に身に付いていないということも、本市の大きな課題の一つとなっております。

導入の契機となったのは、インターネット上に榊助教が発信している記事を拝読したことです。スクリーンタイムの長時間化と学力という本市の大きな2つの課題を、同時に解決できる方策になるのではないかという記事の内容になっておりました。スマートフォンの利用中は、脳の前頭前野の活動が止まってしまうという研究結果を踏まえて、スマホの長時間利用が脳にダメージを与える、だからこそ学力の定着が進まないという実態が研究結果として出されていました。そのため、本市の2つの大きな課題の解決策として、非常に有効なのではないかということ、教育委員会として意思形成し、教育委員会が率先して取り組んでいく重要施策の一つとしていこうと動き始めました。

ご心配されているように、情報を十分に活用していく権利の主体者として子どもたちを教育していくことが大事なのではないかという点は、全く仰るとおりであると思いますので、情報モラル教育を中心にしながら、情報活用能力の育成は今後も継続して行っていくことは間違いございません。一方で、子どもたちにルール作りをさせながら、自分の生活を自分が主体となって管理・調整していく力を身に付けさせることも同時に必要であります。スマホ漬けの生活にならないということを、適切に子どもたちにリスクを伝えた上で、自己調整させていくことが重要であると考えておりますので、その両面から進めて参りたいと思います。

朝倉委員

お願いしたいのは、学校でタブレットを使って学習を進め、家でもタブレットを使って家庭学習を進めるという流れがある一方で、家ではスマホは自己調整と脳の発達などの点から使う頻度を減らさなきゃいけないということになると、「スマホとタブレットは何が違うのか」とならないようにして欲しいということです。子どももそうですし、教員としても一貫性が損なわれないよう、スマホがダメでタブレットは良いのはどういうことかという点を十分にケアしていかなければならない施策なのかなと思っています。

単純にスマホ依存を防ぐという風に捉えてしまうと、タブレットとスマホを同じものと認識した場合に、家庭学習でタブレットを使うことを制限しがちになってしまうのではないかと、家庭で宿題しようとしたときにスクリーンタイムが長いから使って良いのかと子どもたちが迷ってしまうような、整合性が取れないようなことにならないよう、色々な働きかけをしていく必要があるなと感じました。

澤口学校教育部長

ご指摘いただいた通りだと思います。榊助教のお話の中でも、デジタルを使う目的が大事であるというところで、例えばスマホの使用について、場面によってはスマホを使った方が便利などところももちろんありますので、それはそれで認めつつ、ただ、スマホやICTを活用しなくてもアナログな手段でも同じことができるのであれば、アナログも使っていくということ、融合しながら取り組んでいくことが大事であるということ、教育委員会としては明確に伝えていきたいと考えております。

ご意見いただいたことを参考にしながら、進めていきたいと思っております。

清水委員長

それでは、報告書に記載する意見については、基本方針1と同様に進めたいと思っております。

施策8に関して、意見No13は朝倉委員から事務局への質問ということなので、それ以外の4つの意見について、外部評価委員の意見として記載したいと考えております。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策8「家庭教育支援の充実」

- 「家庭学習習慣化」に向けた取組は様々行われていると思いますが、「実績」「効果」が表れているとは言い切れないと感じます。取組の更なる創意工夫が必要と考えます。
- 単にスクリーンタイムを減らすことを目的とするのではなく、課題の本質の所在（例えば、家庭学習時間の増加、生活習慣の改善など）を見極めながら取組を進めていくことを期待します。
- 児童生徒の主体的な学びが深まれば成果指標No11のような指標は不要になるでしょうし、それを目指していく必要があると考えます。また、No12についても児童生徒が学習というものをどのように捉えているのかにより値は変化すると思っております。児童生徒が自身の学びについて主体的に考えるための更なる取組を期待します。
- 放課後児童クラブへのWi-Fi環境整備により、放課後の学習が家庭だけでなく放課後児童クラブでも取組が可能になることを期待します。加えて、放課後児童クラブや放課後子ども教室については、受け入れ人数に対する設備や指導員の人員配置などへの適切な予算化が望まれます。

清水委員長

続いて、施策10については意見No15・16が出されております。これらを外部評価委員の意見として記載したいと考えております。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 10「学校を核とした地域づくり」

○幼児児童生徒の学びを支える上からも、学校・家庭・地域が連携・協働して育てることの取組の更なる工夫が必要と考えます。

○成果指標 No16 に関して「地域や社会をよくするために何かしたいと思う」の設問に対するポジティブな回答が増加したことは大変良い変化であり、本施策を含めた学習全体の成果として高く評価します。地域コーディネーターの派遣によって教員の負担を増やさず学習活動の幅が広がる効果が期待できるのであれば、更にコーディネーターの担い手を増やす、コーディネーターの質を高める取組を実施するなどの施策に繋がることを期待します。

清水委員長

基本方針 2 については、以上となります。

基本方針 3 学びをつなぐ学校づくり

【事前に集約した意見】

No	委員	意見等
17	朝倉	施策 11：学校ホームページの定期的な更新や情報発信は学びを地域とつなげる上で必要不可欠な取組であり、継続されていることを評価します。今後情報の授業と連動させ、児童生徒が積極的に発信したり情報の伝わりやすさなどについての学習につなげたりするなどの取組に繋がっていくことを期待しています。
18	清水	施策 11(1)：写真なども多く取り入れ、分かりやすく工夫されていると思います。地域への回覧も行われていることを評価します。
19	朝倉	施策 13：情報セキュリティマニュアルに関する研修は、どのくらいの頻度で、どのような対象に向けて、誰が行っているのでしょうか？また、マニュアルは定期的な見直しができる体制にあるのでしょうか？
20	清水	施策 13(3)：児童生徒の登下校時、要所での教員・保護者・地域の皆さんが交通安全指導・声かけに当たっていることで安心を感じさせます。更なる充実を期待します。
21	朝倉	施策 14：生活、学習規律、家庭学習時間などの小中でのスタンダード化が学びの段階間の連携・接続に果たす役割とはどのようなことなのでしょう？また、成果指標 No19 の R 6 実績で小学校側と中学校側の認識が大きく異なることについて教育委員会としてどのようにお考えでしょうか？
22	清水	施策 15：「働き方改革」と「教育効果を向上させる」環境整備に努めていることを評価します。
23	朝倉	施策 15：学校における ICT 環境整備の促進により、校務の効率化に寄与したとのことですが、どのような校務がどのくらい効率化したのか具体的にご教

		示いただけますでしょうか？
--	--	---------------

清水委員長

それでは、「基本方針3 学びをつなぐ学校づくり」について、各委員より事前にご意見をいただいておりますので、事務局より回答をお願いします。

高石学校教育課長

基本方針3に関して、学校教育課の所管する箇所を順にご説明します。

No17について、頂いたご意見にあるような取組に繋がるよう、引き続き、ホームページの取組も含めて地域と繋がるとともに、情報リテラシーの向上が図られるよう取り組んで参ります。

No18について、学校ホームページは、地域や家庭との連携を深める重要なツールであり、引き続き、地域に開かれ、地域と協働した学校運営ができるように取り進めて参ります。

No19について、情報セキュリティにかかる研修は、全校で管理職により年1回以上全職員対象に行っております。また、マニュアルの見直しは主に管理職が行い、各校では必ず年1回以上の見直しを行っております。

No22について、働き方改革の部分ですが、引き続き、北海道教育委員会、各学校と連携し、取り組んで参ります。

No23について、働き方改革に関連して、ICT環境整備についてですが、取組内容と効率化の程度を個別に評価（定量的評価）することは難しいところ、現在は行っておりません。校務の効率化を図るため、保護者連絡ツールや校務支援システムなどを導入・活用し、以下5点の取組を行っております。

①欠席連絡のデジタル化・・・従前は、主に当日の朝、保護者からの電話により個別に欠席連絡を受けていましたが、現在はオンラインによる欠席連絡が可能となっています。

②保護者宛て通知のデジタル化・・・これまでは主にプリントやチラシを印刷し、児童生徒に配布することで保護者宛てに通知していましたが、現在はPDFなどのデータをオンラインで直接配信することにより省力化されています。

③研修受講申込、履歴管理などのデジタル化・・・これまでは、市教委を介在して研修の受講申込を行っていましたが、オンラインによる直接申込が可能になったほか、受講履歴を自ら確認できるようになり、利便性が向上しました。

④教職員の勤怠管理・スケジュール管理のデジタル化・・・従前の出勤簿への登記に代え、ICカードによる勤怠管理のほか、教職員間で共有すべきスケジュールのデジタル化が可能となりました。

⑤児童生徒の指導要録、成績管理のデジタル化・・・これまで紙媒体により管理を行っていた全児童生徒の個別の記録（指導要録や成績表）をデータ化したことにより、膨大な量のデータを効率よく管理・活用できるようになりました。

澤口学校教育部次長

No21について、まず、学習規律などのスタンダード化の役割ですが、小中連携地区で学

びの基盤を共有することにより、中学校進学時に子どもの不安や戸惑いがなくなるとともに、教職員も指導を一から始めなくてもよくなることなど、円滑かつ効果的な接続が可能となります。次に、小中の認識の差についてですが、令和5年の小中連携教育基本方針の策定以降、授業を参観し合う取組などが着実に進められており、小中ともにその成果を認識しているところです。中学校は、乗り入れ授業の実施など連携教育の取組の主体となることが多く、小学校よりも評価が高くなったものと考えられますが、認識のずれが生じているとは捉えておりません。

笠井総務企画課長

No20 について、通学路の安全の確保については、通学路交通安全プログラムに基づく点検・対策の実施、教職員による交通安全指導、地域ボランティアや、PTAによる見守り活動、民間企業との協働による交通安全教室の開催など、多方面から複層的に取組を行っており、今後も継続して参ります。

清水委員長

ありがとうございました。

基本方針3に関しては、質問という形でNo19、21、23が朝倉委員より出されておりますが、確認などはございますか。

朝倉委員

1点ありまして、意見No21の生活、学習規律・家庭学習時間のスタンダード化という点で、5年くらい前までは小学校に足を運ばせていただいていたと思いますが、私はどちらかというと、石狩市はスタンダード化について、学習の準備など色々なことの型を決めて、子どもたちがそれを守って授業を円滑に進めていくということを、非常に徹底して行っていたという印象があります。おそらく小中連携の部分でもそれをしていくことで、教職員が指導しやすい体制になるというのはイメージしやすいと思います。一方で、現行の学習指導要領から新しい指導要領へ変わっていく議論が現在行われていますが、主体的・対話的で深い学びを更に進めるために、学校裁量を強めていくことも議論の中で挙がっています。今すぐ変わるものではないですが、スタンダード化を徹底して小中連携の中でもやっていくことに、メリットがありつつも、将来的にはそれが足かせになっていくのではないかと不安も持っています。

このあたりを教育委員会としてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

澤口学校教育部次長

スタンダード化について、子どもたちや学校の実態、あるいは時代の要請に応じて、スタンダードそのものを議論しながら改善していく取組を不断に行っていく必要があると認識しているところです。加えて、今後の教育の大きな転換を踏まえたときに、現在の学習指導要領もそうですが、主体的・対話的で深い学びと言われておりますように、子ども主体での学びを重視していくという流れでは、「型にはめていく」ということが良いものなのかということを大いに議論していかなければならないと思っております。

まだ、そのあたりについて、教育委員会としてこういう方向に行くという結論は出せていませんが、今後の動きを注視しながら、これまでの取組の成果も踏まえて、より良い方向に改善を図って参りたいと思います。

清水委員長

他にご質問などがありますか。

それでは、報告書に記載する意見をまとめていきます。

施策 11 に関する意見 No17・18 について、外部評価委員の意見として記載したいと考えております。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 11 「開かれた学校づくりの推進」

○学校ホームページの定期的な更新や情報発信は学びを地域とつなげる上で必要不可欠な取組であり、継続されていることを評価します。今後情報の授業と連動させ、児童生徒が積極的に発信したり情報の伝わりやすさなどについての学習につなげたりするなどの取組に繋がっていくことを期待しています。

○写真なども多く取り入れ、分かりやすく工夫されていると思います。地域への回覧も行われていることを評価します。

清水委員長

続きまして、施策 13 ですが、質問についてはこの場で解決いただいたということで、意見 No20 を外部評価委員の意見として記載したいと考えております。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 13 「安全な学校づくりを目指した環境の整備」

○児童生徒の登下校時、要所での教員・保護者・地域の皆さんが交通安全指導・声かけに当たっていることで安心を感じさせます。更なる充実を期待します。

清水委員長

続きまして、施策 14 に関する意見 No21 について、先ほどの応答の中で解決したものとして、意見としては掲載しないしたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

清水委員長

続きまして、施策 15 に関する意見 No22・23 について、No23 は質問なので解決したとして、No22 を意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 15「学校運営の改善」 ○「働き方改革」と「教育効果を向上させる」環境整備に努めていることを評価します。

清水委員長

基本方針 3 については、以上となります。

【目標Ⅱ 思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる】

基本方針 4 健やかな成長を促す取組の推進

【事前に集約した意見】

No	委員	意見等
24	清水	施策 17：自他を大切にする道德教育の充実発展は集団生活を営む上で重要と考えます。益々の充実を期待します。
25	朝倉	施策 17：「自己肯定感や自尊心が高い」と感じている児童・生徒が多いとの結果を高く評価します。また、このような教育の成果がいじめ防止やコミュニケーション能力の育成にもつながるよう、学校の道德教育だけで終わらない包括的な教育活動に落とし込まれていくことを希望します。
26	清水	施策 18(2)：調べる学習を通して、関心・意欲・活動の広がりを期待します。
27	朝倉	施策 19：児童館を拠点とし、運営事業者と市、民間企業が連携してこれまでにない体験を児童生徒に提供していることを高く評価します。特に石狩市でしかできない活動（ライジングサン・ロックフェスティバルの裏側見学ツアー）が企画される、こども未来館「あいぽーと」のスタジオを過去に利用していた方がアーティストとしてライジングサン・ロックフェスティバルに出演する形で凱旋するという素晴らしいストーリーも生まれています。ぜひ市民に広くこうした施策の効果を積極的に広報いただき、更なる体験活動の推進を期待します。
28	清水	施策 19(2)：地域の様々な人々との交流や社会体験などの充実は視野の広がりを期待でき、心身の成長につながると考えます。益々の充実を期待します。
29	高嶋	施策 21：不登校児童生徒の学校復帰などに関して、成果指標で小学生が改善されている一方で、中学生がそうっていない点が気になりました。引き続き、児童生徒の声を丁寧に聞き取りながら柔軟な支援の継続を期待すると共に、例えば、他自治体でも導入が始まっているオンラインでの学習支援など幅を広げ

		ていってほしいです。
30	朝倉	施策 21：2025 年 4 月の子どもの権利条例施行もあり、石狩市のいじめ防止への対応姿勢を評価します。SNS などの適切な利用についての指導は児童生徒だけの問題ではなく市民全体の問題と捉え、ぜひ市民全体に対する「デジタル・シティズンシップ教育」の取組をお願いしたいと思います。また、いじめを含む子どもの悩み事が適切に相談につながるよう、子どもの権利と併せて周知活動をお願いしたいと思います。
31	清水	施策 21(1)：集団生活のルール、道徳教育の充実を基本に「いじめ防止」に取り組むことは意義のあることだと考えます。
32	高嶋	施策 22：部活動指導員の拡充や地域のスポーツ団体との連携をさらに進めて、部活動の地域展開と教職員の働き方改革を推進していってほしいです。
33	高嶋	施策 23：成果指標 28（朝食を毎日食べている割合）の急減が気になりました。「食に関する指導」や家庭との連携などを通して改善していく必要があるように考えます。
34	清水	施策 23(5)：心身の健全な成長は「食」が基本であり重要と考えます。

清水委員長

それでは、「基本方針 4 健やかな成長を促す取組の推進」について、各委員より事前にご意見をいただいておりますので、事務局より回答をお願いします。

澤口学校教育部次長

私からは、No24、25、33 についてお答えします。

No24 について、道徳の授業を中心に、学校生活のあらゆる場面を通じて、自己肯定感や自尊感情、他者を尊重する意識を高める教育活動に取り組み、心理的安全性の高い学級・集団づくりを進めて参ります。

No25 について、ご意見の通り、いじめの防止や協働的な学びを進めていくためには、自他を尊重する心や態度を育成し、自分の権利が守られ、安心して表現することができる環境を整備していくことが重要だと考えます。道徳の授業以外にも、あらゆる場面を通じて自己肯定感や自尊感情を高める教育活動の充実を図って参ります。

No33 について、はじめにお詫びと訂正があります。令和 6 年度の数値に誤りがありました。正しくは、小学校が 91.0、中学校が 86.6 でした。本来、上位 2 項目の合計で数値を出すべきところでしたが、1 項目の数値を記載してしまいました。申し訳ありませんでした。令和 5 年度と比べると、朝食接種率は微減の状況となっていますので、「食に関する指導」などを通じて子どもたちの意識を高めると同時に、家庭への啓発を継続して参ります。

工藤市民図書館副館長

No26 について、図書館を使った調べる学習コンクールでは、優秀な作品に対して、学年ごとに部門賞を設けておりますが、令和 7 年度からは新たに、石狩市の歴史、文化、自然、産業などを題材とした作品に対して「いしかりっこ賞」を新設しました。

このことにより、調べ学習を通して児童生徒が、石狩への興味と関心を深めるとともに、主体的に学ぼうとする意欲を育み、更なる活動の広がりを後押しできるよう努めます。

山本教育支援課長

私からは、No29、30 の一部、31 についてお答えします。

No29について、不登校児童生徒それぞれのニーズに応じ、学校とSSWが連携しながら、校外教育支援センター及び校内教育支援センターを中心に、柔軟な支援を継続して参ります。また、教育機会確保法では、「学校復帰」だけではなく、個々の状況に応じた「社会的自立」を目指すことを目的としていますので、児童生徒の声を良く聞き、保護者も含め寄り添った支援に取り組んで参ります。

オンラインでの学習支援については、教育支援センターや在宅などでの授業視聴及び参加を推進しており、在宅において要件を満たした場合に、出席扱いとするガイドラインを策定しております。

No30について、各校でSNSの危険性について学ぶ授業を行っているほか、市教委や国が作成した啓発用リーフレットを保護者及び児童生徒に周知しています。

市教委としては、児童生徒のスクリーンタイムが増加傾向にあるため、児童生徒、保護者、教職員がこの課題を自分事として捉え取り組むきっかけとなるよう、スマートフォン依存改善プログラム事業を実施して参ります。

子どもの権利については、担当部局である子ども政策課と連携し、児童生徒への相談窓口（子どもの権利調査相談員）の周知や、校長会での子どもの権利に関する研修を実施するなど、引き続き周知啓発に努めて参ります。

No31 について、各校では、児童会や生徒会が中心となって、いじめを自分事として捉え、自分たちの学校でいじめを作らないなど未然防止の意識を高める取組を行っております。また、北海道教育委員会作成のいじめ対応ガイドブックでは、未然防止の取組として、「特別の教科 道徳」をはじめ学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールを理解させ守ろうとする態度を身に付けさせる指導を行うことが重要とされていますので、今後とも学校とともに取り組んで参ります。

斉藤社会教育課長

私からは、No28 と 30 についてお答えします。

No28 について、地域学校協働活動、特にあい風寺子屋教室を充実させ、地域の大人や異世代との交流、体験活動などを提供していきたいと思っております。

No30 について、高齢者の多くは、スマートフォンやインターネットに不安を感じたり、使う機会が少なかったりします。そこで、まずは基本的な使い方を学ぶ機会をつくり、高齢者のデジタル活用力を高めていきたいと考えています。そのことが、最終的には市民全体のデジタル社会での適切な関わり方（デジタル・シティズンシップ）につながっていくと考えております。

高石学校教育課長

No32 について、働き方改革における部活動のあり方については、児童生徒、教職員、地

域のクラブや人材、また、交通費や人件費の財源など、地域によっても非常に多様な要素があり、一朝一夕には有効な手法が見いだせない状況ではありますが、部活動指導員の配置を引き続き行いつつ、地域と連携した関係機関等協議会で拠点校方式の検討などを進めて参ります。

川畑学校給食センター長

No34 について、食育基本法では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、なによりも『食』が重要である」と記載がされています。

この食育基本法の趣旨に基づき、子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、健全な食生活を実現し、食に関する正しい知識を取得し、感謝の気持ちを育むなど食育の充実に努めて参ります。

笠井総務企画課長

No27 について、本日子ども政策課が会場におりませんので、総務企画課が代わりにお答えします。

今後も、こどもの居場所である児童館について周知するとともに、子どもたちが主体的に取り組める体験活動の充実に図って参ります。

清水委員長

ありがとうございました。委員から何かご質問や補足などありますでしょうか。

朝倉委員

2点ございます。

意見 No27 については、私は非常に高く評価していることを付け加えさせていただきます。石狩市が日本の中で知名度を高めたのは、このライジングサン・ロックフェスティバルの影響が大きかったと思っています。ただ、このような素晴らしいイベントが長く続いてきて、子どもたちがそこから学べる機会がほとんどなかった中で、こういったことを企画して連携して行っていたということ、非常にありがたいことですし、石狩市でできないことですので、これからもこういった取組を是非お願いしたいと思います。

もう1点は、No30 について、回答いただいた教育支援課と社会教育課で、対子どもたちの視点と、対高齢者の視点がこれほどまでに違うのかということを回答の比較から感じました。教育支援課は「SNSの危険性について学ぶ授業」という記載があるのに対して、社会教育課は「デジタル活用力を高め、デジタル・シティズンシップ教育に繋げたい」と回答いただいています。ここのところを、私はもう少し考えていきたいです。子どもたちが、一方的に大人たちからSNSは危険だという風に教え込まれるというのを心配しております。これから先、権利の主体者として情報を使いこなしていく子どもたちが、その一つのツールであるSNSを危険だという風に教え込まれることが本当に良いことなのかということを良く考えて施策に盛り込んでいけたらなと感じました。このあたりは、今後新しい教育プランの中でも変化があると思われますので、そちらに期待をしたいと思っています。

清水委員長

事務局からは、何か回答はありますか。

山本教育支援課長

ご指摘の通りかと存じます。危険性の部分については、禁止の教育というより、危険性を伝えて、子どもたちが自分自身で学んで、取捨選択をして、取り組んでもらうように導いていけるような授業に重きを置いて、学校とともに進めていきたいと存じます。

清水委員長

他に何かございますか。

高嶋副委員長

No29 について、おそらくこの指標を策定した当時と現在で、不登校支援の幅が変わってきていると想像しますが、質問であげさせてもらったオンラインでの学習支援や、教育支援センターあるいは在宅での授業視聴というのは、学校の授業を同時中継しているものを閲覧・視聴しているものかと思われます。それも含めて、成果指標の中で、不登校児童・生徒のうちフリースクール・学校復帰などに繋がられた割合に含まれていると考えて良いのか、在宅での授業視聴についてはこの割合に含まれていないのかという点はどのような扱いになっていますか。

山本教育支援課長

出席扱いになった場合は、学校復帰ということで成果指標に含めています。

高嶋副委員長

登校再開以外でも学校復帰になるということで、成果がしっかりと反映されるかたちになっていて良いと思います。一方で、学校の授業視聴だけではないオンラインを活用した支援についても、引き続きご検討いただきたいと思います。

清水委員長

それでは、報告書に記載する意見をまとめていきたいと思います。

施策 17 に関する意見 No24 と 25 を報告書に記載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 17 「道徳教育の充実」

○ 自他を大切にする道徳教育の充実発展は集団生活を営む上で重要と考えます。益々の充実を期待します。

○ 「自己肯定感や自尊感情が高い」と感じている児童・生徒が多いとの結果を高く評価

します。また、このような教育の成果がいじめ防止やコミュニケーション能力の育成にもつながるよう、学校の道德教育だけで終わらない包括的な教育活動に落とし込まれていくことを希望します。

清水委員長

続きまして、施策 18 に関する意見 No26 ついて、意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 18 「読書活動の推進」

○調べる学習を通して、関心・意欲・活動の広がりを期待します。

清水委員長

続きまして、施策 19 に関する意見 No27・28 について、まとめて意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 19 「体験活動の推進」

○児童館を拠点とし、運営事業者と市、民間企業が連携してこれまでにない体験を児童生徒に提供していることを高く評価します。特に石狩市でしかできない活動（ライジングサン・ロックフェスティバルの裏側見学ツアー）が企画される、こども未来館「あいぽーと」のスタジオを過去に利用していた方がアーティストとして同ロックフェスティバルに出演する形で凱旋するという素晴らしいストーリーも生まれています。ぜひ市民に広くこうした施策の効果を積極的に広報いただき、更なる体験活動の推進を期待します。

○地域の様々な人々との交流や社会体験などの充実は視野の広がりを期待でき、心身の成長につながることを考えます。益々の充実を期待します。

清水委員長

続きまして、施策 21 に関する 3 つの意見 No29・30・31 について、意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 21 「いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実」

○不登校児童生徒の学校復帰などに関して、成果指標で小学生が改善されている一方で、中学生がそうっていない点が気になりました。引き続き、児童生徒の声を丁寧に聞き取りながら柔軟な支援の継続を期待すると共に、例えば、他自治体でも導入が始まっているオンラインでの学習支援など幅を広げて行ってほしいです。

○2025 年 4 月の子どもの権利条例施行もあり、石狩市のいじめ防止への対応姿勢を評価します。SNS などの適切な利用についての指導は児童生徒だけの問題ではなく市民全体の問題と捉え、ぜひ市民全体に対する「デジタル・シティズンシップ教育」の取組をお願いしたいと思います。また、いじめを含む子どもの悩み事が適切に相談につながるよう、子どもの権利と併せて周知活動をお願いしたいと思います。

○集団生活のルール、道徳教育の充実を基本に「いじめ防止」に取り組むことは意義のあることだと考えます。

清水委員長

続きまして、施策 22 に関する意見 No32 について、意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 22 「体力・運動能力の向上」

○部活動指導員の拡充や地域のスポーツ団体との連携をさらに進めて、部活動の地域展開と教職員の働き方改革を推進して行ってほしいです。

清水委員長

続きまして、施策 23 に関する意見 No33・34 について、まとめて意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

高嶋副委員長

意見 No33 については、単純な数字の記入間違いということであれば、急減しているわけではないので、取り下げてもらって構いません。

清水委員長

朝倉委員も取り下げに異存ありませんか。

朝倉委員

はい。

清水委員長

それでは、意見 No33 は取り下げることとし、施策 23 については意見 No34 のみを記載す

ることとします。

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 23「健康・食育の推進」

○心身の健全な成長は「食」が基本であり重要と考えます。

清水委員長

基本方針 4 は、以上となります。

【目標Ⅲ ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる】

基本方針 5 学びを活かす地域社会の実現

【事前に集約した意見】

No	委 員	意 見 等
35	朝倉	施策 24：生涯学習の多様な機会創出や、社会教育主事の連携、地域コーディネーターの育成などの取組を評価します。社会教育と学校教育が密に連携し合い、大人も子どもも共に学び合える地域づくりを目指して、特に人材（確保・育成）と施設整備の両面に対する施策を引き続きお願いいたします。
36	清水	施策 24(5)：社会教育施設などの整備と施設の有効的な活用を通し、ふるさとへの愛着心をもち、一人一人の興味関心・年齢に応じた学びの場を継続提供することを今後も期待します。
37	朝倉	施策 25：芸術文化活動の更なる推進を期待します。石狩市には芸術文化活動を高いレベルで実施できる施設がなく、市民が身近な場所で優れた芸術文化に触れる機会が限られています。例えば札幌市では Kitara という世界的にも優れた音楽ホールがあるために、たくさんの有名なオーケストラや音楽家の演奏を市民が聞くことができるというだけでなく、PMFなどのイベントを通じて素晴らしい音楽家が札幌から育ち、また小学生がそうした文化が身近にあることによって学びを深め将来の夢を描いています。現状行われている市民の活動から必要な施設を検討するのではなく、子どもたちや若者が未来に夢を描き、石狩に住み続けたいと思えるような文化芸術施設の検討をお願いしたいと思います。

清水委員長

それでは、「基本方針 5 学びを活かす地域社会の実現」について、各委員より事前にご意見をいただいておりますので、事務局より回答をお願いします。

斉藤社会教育課長

私から、No35 から 37 までお答えします。

No35 について、地域コーディネーターの発掘や資質向上のため、今後も研修や情報共有を進めていきます。また、施設については、計画的に整備・修繕を行っていきます。

No36 について、整備や修繕がされている施設は、安全な空間であり、誰もが安心して集い、活動できる場所になります。このような場所は、学びだけでなく地域住民同士が自然と集いますので、交流できる場所を通して生まれるつながりが、結果的にふるさとへの愛着を育てると思いますので、社会教育施設の計画的な整備と修繕などを実施していきます。

No37 について、市内文化団体などから、芸術文化ホールの建設要望があがっているということもありますので、他の自治体の施設を見学するなど、調査・研究をすすめ、引き続き検討して参ります。また、札幌市の協力によりまして、小学校6年生を対象に、ポピュラーなクラシック音楽を Kitara で鑑賞する事業も行っており、現在は本格的な芸術文化ホールはない中でありますが、関係機関との連携による代替的な取組もして参ります。

清水委員長

ありがとうございました。委員から何かご質問などありますでしょうか。

それでは、報告書に記載する意見を決めて参ります。

まず、施策 24 に関して、意見 No35・36 を意見として掲載したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 24 「生涯学習の振興」

○生涯学習の多様な機会創出や、社会教育主事の連携、地域コーディネーターの育成などの取組を評価します。社会教育と学校教育が密に連携し合い、大人も子どもも共に学び合える地域づくりを目指して、特に人材（確保・育成）と施設整備の両面に対する施策を引き続きお願いいたします。

○社会教育施設などの整備と施設の有効的な活用を通し、ふるさとへの愛着心をもち、一人一人の興味関心・年齢に応じた学びの場を継続提供することを今後も期待します。

清水委員長

続きまして、施策 25 に関する意見 No37 について、意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 25 「芸術文化活動の推進」

○芸術文化活動の更なる推進を期待します。石狩市には芸術文化活動を高いレベルで実施できる施設がなく、市民が身近な場所で優れた芸術文化に触れる機会が限られています。現状行われている市民の活動から必要な施設を検討するのではなく、子どもた

ちや若者が未来に夢を描き、石狩に住み続けたいと思えるような文化芸術施設の検討をお願いしたいと思います。

清水委員長

以上で、基本方針5を終了いたします。

基本方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実

【事前に集約した意見】

No	委 員	意 見 等
38	朝倉	施策 27：市民がふるさとを受動的に学ぶ機会だけでなく、ふるさとの財産をどのように後世に守り伝えていくのか、そのためにできることは何かといった能動的な活動につながる機会を増やしていただくことを期待します。
39	清水	施策 28：歴史あるふるさと石狩市の文化・自然遺産の成り立ち、今につながる変遷を保護・保存・活用することを大切に受け継いでいくことは、ふるさとを愛する上でも意義のあることだと考えます。益々の充実を期待します。
40	高嶋	施策 28：ふるさと学習を地域振興や観光と関連付けながら、石狩市の市民活動や地域経済のさらなる活性化を進めていってほしいです。

清水委員長

それでは、「基本方針6 ふるさとの学ぶ機会の充実」について、各委員より事前にご意見をいただいておりますので、事務局より回答をお願いします。

岩本文化財課長

私からは、順番が入れ替わっておりますが、No40、38、39 をお答えいたします。

No40 について、今年の6月に紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓を石狩市の市指定文化財に指定し、それを記念した特別展、講演会、体験教室、小中学校などへの出前授業を行っているところですが、市外から訪れる方が増えたり、市民の地域への愛着を深めたりする機会になっています。今後も、こうした文化資源の活用を図りながら、地域や観光への振興につながるよう努めて参ります。

No38 について、現在実施している講座の中にも、参加者同士が意見交換をし、自らふるさといしかりについて考え自発的な行動を促すようなものもありますが、こうした機会を充実させ、市民の主体的な活動に結びつくよう努めて参ります。

No39 について、貴重な文化資源を未来へ引き継いでいくため、文化・自然遺産の保護・保存に努め、その活用を推進して参ります。

清水委員長

ありがとうございました。委員から何かご質問などありますでしょうか。

それでは、報告書に記載する意見を決めて参ります。

意見 No40 について、施策 28 への意見として提出いただいたようですが、施策 27 への意見として取り扱いたいと事務局から事前に提案がありました。したがって、意見 No40 と 38 を施策 27 への意見として掲載したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 27 「ふるさとを学ぶ機会の充実」

- ふるさと学習を地域振興や観光と関連付けながら、石狩市の市民活動や地域経済のさらなる活性化を進めていってほしいです。
- 市民がふるさとを受動的に学ぶ機会だけでなく、ふるさとの財産をどのように後世に守り伝えていくのか、そのためにできることは何かといった能動的な活動につながる機会を増やしていただくことを期待します。

清水委員長

続きまして、施策 28 に関する意見 No39 について、意見として掲載したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(上記意見等にかかり、点検・評価報告書への掲載意見は次のとおり決定された。)

施策 28 「文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進」

- 歴史あるふるさと石狩市の文化・自然遺産の成り立ち、今につながる変遷を保護・保存・活用することを大切に受け継いでいくことは、ふるさとを愛する上でも意義のあることだと考えます。益々の充実を期待します。

清水委員長

以上で 6 つの基本方針については、協議を終了いたしました。本日委員のみなさまからいただいた意見などを、事務局で若干の文言調整・整理し、記載していくことになろうかと思います。ご承知置きください。

清水委員長

そのほか、どのようなことでも構いません。何か委員からございましたらお願いします。

高嶋副委員長

委員の歴も長くなってきたのもありまして、意見を作る際にどうしようかと悩んでいたところもあったのですが、報告書の原案 8 ページにある通り、外部評価委員会にあたって、各指標・各取組を AA、A、B、F と毎年度評価いただいています。例えば、私が委員に関わり始めた当初は、新型コロナウイルスが明けた直後くらいの時期でして、思うように

取組が進まないですとか、学校教育全体でICTの活用を含めて大きく変わっていた時期でした。A評価ではなくB評価で、もう少し取組を進めていこうという場面も、今年度よりはたくさんあったと認識しています。一方で、AAの評価になっているものもいくつかあったと思います。Aが多いこと自体は悪いことではないと考えますが、Aだと委員としての評価をつけにくいところもありまして、もし評価をAA、A、B、Fではなく、Aの中でも100パーセントに近いAや課題の見えているAとして、例えばAプラスとAマイナスのようなものを導入して差別化して貰えると、私たちが意見を考える際にも、課題の有無や取組が進んでいることが分かりますし、この報告書はホームページ上で石狩市民向けにも公開されているものであり、市民にもより説明が具体的なものとして分かりやすくなると思いましたので、この機会に意見として提案させていただければと思います。ご検討いただけますと幸いです。

清水委員長

ありがとうございます。朝倉委員からは何かございますか。

それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。各委員のみなさま、ありがとうございました。

事務局へお返しいたします。

市川総務企画担当主査

ありがとうございました。

本日の審議につきましては、事務局にて整理し、各委員のご確認のもと、議事録としてご報告させていただきます。

また、点検・評価報告書につきましては、本日いただきましたご意見を各委員に確認いただいた上で掲載し、教育委員会会議に諮った後、報告書を最終的に決定し、議会に提出、市民に公表する予定でございます。

以上をもちまして、令和7年度石狩市教育委員会外部評価委員会を閉会します。本日はありがとうございました。

(16:20 終了)

令和7年9月12日会議録確定

石狩市教育委員会外部評価委員会

委員長 清水 博